

日本経済とシステム設計：序論

佐々木宏夫*

【要 約】

本稿で私は、「日本経済とシステム設計」と銘打った今回の『フィナンシャル・レビュー』の特集への序説として、近年日本経済を襲った大規模な構造変化とそれがもたらした社会制度や資源配分メカニズム等の設計をめぐる諸問題について可能な限り具体的な文脈でこの特集全体をつらぬく問題意識を提示した。

第 節でわが国で戦後の長い期間維持されてきた資源配分の仕組みを「政治的資源配分メカニズム」として理解した上で、第 節では「談合」という具体的な例を想起しながらその資源配分メカニズムのメリットとデメリット、そしてそれがなぜ近年急速に有効性を失ってきたのかを議論している。またここでは、わが国で広く行われてきた指名競争入札制度が、政治的資源配分メカニズムを支える参入障壁規制のきわめて明瞭な例になっていることも指摘されている。

続く第 節と第 節では、経済学の理論的予想と現実との食い違いについて議論が行われている。まず第 節で、近年の日本経済の急速な「市場化」に関連して、市場機構に内在する基本的な問題点を議論した。この節ではゲーム理論や経済学における実験研究のいくつかの成果に依拠しながら、資産市場で「バブル」が発生することはある程度不可避免的な現象であり、その意味で市場機構は構造的な不安定性を伴っていることが議論される。

第 節では、システムの選択とそれを設定するためや運用するために必要とされるコストについて議論されているが、ここでは理論的に望ましい性質を持ったシステムが、現実経済における合理的なシステムの選択プロセスを経て選ばれたものとは異なっているケースが調べられている。そしてシステムの設営や連用にかかわるコストの大小がシステムの選択問題にとっては決定的な重要性を持つことが明らかにされる。

第 節では、それ以前の節とは趣を変えて、規範的な問題についての議論が行われる。ここでは、社会の「あるべき姿」を論ずることが、制度設計を行うに際してもっとも基本的な前提条件であることが主張されている。最後に第 節では、まず本稿の内容が要約された後に、本特集に掲載される他の4つの論文の紹介が行われる。

．日本経済の変貌とシステム変革：資源配分メカニズムの変貌をめぐって

日本経済は、バブル経済とその崩壊や、経済のさまざまな分野での国際化の進展などを契機にして、近年急速な変貌を遂げている。「規制緩和」、「市場機能の強化」あるいは「民間の

活力の利用」といった言葉は、少なくとも80年代後半から現在に至るまでの日本の経済社会をいづれ重要なキーワードになっている。一方、それに至るまでの戦後の長い期間、日本経

* 早稲田大学商学部教授、E-mail:hsasaki@mn.waseda.ac.jp

済は政府（官）と民間経済主体との協調性を重んじる経済システムによって長期にわたって比較的好調な経済のパフォーマンスを実現してきた。金融システムにおけるいわゆる「護送船団行政」、あるいは通産省主導の下に行われたさまざまな分野での産業政策などは、この種の協調体制を典型的に象徴している行政姿勢である。

ところで、広い意味での経済学は、稀少な資源を最適に配分するためのメカニズムを研究する学問であるが、言うまでもなくその中心的な関心は「市場（価格）機構を通じての資源配分」に向けられている。欧米諸国、とりわけ合衆国においては、経済学の素養は、研究者のみならず社会で活躍する多数の人々にとっても欠くことのできない基礎的な素養であるとみなされてきた。それに対して、わが国では非常に多数の大学に経済学部もしくは経済学関連の学部や学科が設置されており、そこからきわめて多人数の卒業生たちが毎年社会に巣立っているにもかかわらず、経済学 - とりわけその中でもミクロ経済学や価格の調整機能を重視したマクロ経済学 - は社会に出ても「役に立たない」学問である、と評されることがしばしばである。実際、テレビや新聞紙面等々でそういったことを公言する人々は少なくないし、とさには「経済学無用論」ともとられかねない主張を行うことこそが、「現実経済に通じた」評論家や言論人の役割だとも言わんばかりの言説に遭遇することさえある。

その種の批判は、必ずと言っていいほど「経済学者は現実を知らない」、「経済学は所詮机上の空論である」、さらには「最近の経済学は難しい数学を使いすぎる」というような主張を伴っている。このような意味でわが国は、経済学もしくは経済学者に対する根底的な不信感が社会に蔓延している、類まれな先進資本主義国なのかもしれない。しかもこの種の「経済学無用論」は、評論家、言論人、あるいはビジネスマンだけにではなく、経済学やそれに関連した学問を学ぶ少なからぬ大学生の間にさえも広がっている。実際「経済学をいくら勉強しても、

社会に出てからの仕事には何の役にも立たない」といった類の主張を、自分が勉強を怠けるための口実に使っている学生たちのやる気のなさに日々悩まされつつ教育活動に従事している経済学専攻の大学教員は、恐らく私一人だけではなく、日本中の大学に多数いるものと思われる。

アメリカ合衆国などと比較したとき、日本ではなぜこれほどまでに経済学は軽視されてきたのであろうか？たとえば、アメリカと日本では経済学部等で教える教科内容に大きな違いがあるのなら、この意識の差はわからないでもない。だが、マルクス経済学全盛の時代はともかくとして、日本の多くの大学で近年教えられている経済学の内容がアメリカと大きく異なっているとは言い難い。しかも日本の経済学者の中にアメリカで大学院教育を受けた者の数は着実に増えているのである。

また、経済学研究者の研究の方向性や分析手法などに関しても日米で大きな隔たりがあるようにも思えない。たとえば、数学の利用に関しては、アメリカでも少なくとも中級以上のレベルにおいては数学を多用した経済学が講義されているし、専門的学術雑誌を一見すればわかるように、多くの米国の経済学者は数学を駆使して自分の研究を行っている。実際のところ経済学にとって数学とは、経済現象を簡潔かつ明瞭に記述し分析するための単なる論理的言語にすぎないのだから、それをどう使うかに経済学者のセンスが問われることはもちろんあってしかるべきだが、数学の利用それ自体が経済学の非現実性や無用性を論証しているかのような論法には相当な無理があると言わざるを得ない。

さらに、日本の少なからぬエコノミストや官僚諸氏がお題目のように唱える、「経済学者は現実を知らない」といった類の非難も必ずしも適切なものとは言えない。たしかに日々社会の荒波にもまれながら、「現実経済」という得体の知れない巨人と格闘しているビジネスマンや官僚などの実務家と比べたとき、多くの経済学者が現実経済について持っている知識は相対的

に少ないかもしれない。けれども、そもそも個別具体的な経済問題に対処するのが仕事の実務家と、一般的概括的に経済社会を把握するのが仕事の経済学者の間に役割分担の違いがあるのはむしろ当然であろう。したがって、実務家と経済学者が現実問題について持っている知識に差があるのはむしろ当たり前なのである。本来、経済学者がやるべき仕事は、さまざまな関係が錯綜して複雑きわまりない様相を呈しているように見える現実の経済社会の外見から、余分な枝や葉を切り落とすことによって、観察された現象を支える本質的な関係を明らかにすることにある。現実経済という複雑怪奇なジャングルの中で、時には「リアリティーの密林に埋没」してしまって、方向性を見失ってしまいがちな実務家たちに対して、より幅広い視点に立ったある種の羅針盤を提供するのが学者の社会に対する基本的な使命なのだから、現実経済のジャングルに関して実務家たちと同等かそれ以上の情報量の保持を経済学者に要求するのはそもそも筋違いな要求だともいえる。仮にそれだけの情報を持っている経済学者がいたなら、彼を「象牙の塔」に閉じ込めておくのは人的資源の浪費以外の何物でもないだろう。したがって、この点に関して、もしある経済学者が「現実を知らな」かったとしても、それは彼が日本の経済学者であるがゆえの特性ではなく、洋の東西を問わずそもそも経済学者とはそういうものなのだ、と考えた方が適当であろう。

たしかに、米国における実業界や政府などの実務的世界と大学との間の関係は、日本におけるそれと比べるとかなり開かれているのは事実である。両者の間での人事交流も日本よりもはるかに盛んである。したがって、その点では経済学者と実務家との間には日本よりも近い関係があるのかもしれない。しかし、そういう現実がある一方で、なおかつ上述したように質の高い学術雑誌には、緻密な数学的モデルを用いた

学術論文が多数掲載されており、大学や大学院でもその種の論文に依拠した講義が行われているのもまた事実なのである。また、米国の優れた経済学者の中にも、生涯政府や実業界に足を踏み入れることなく大学やそれに類する研究機関で研究生を送る人は少なくない。したがって、日本だけでなく米国においても学者と実務家の間の役割分担は歴然と存在しているのである。

このように日米を相互比較したときに、経済学者の社会における役割分担や研究姿勢などに大きな違いがないと思われるにもかかわらず、なぜ日本では冒頭に述べたような経済学や経済学者に対する多大な不信感が社会、とりわけ実務的な世界に蔓延しているのでしょうか？私には、わが国に蔓延している経済学への不信感の根底には、これまでのわが国の経済システム(資源配分メカニズム)の特殊性があるような気がしてならない。

ここで本稿の冒頭で言及した、わが国で少なくとも戦後の長い期間にわたって存続し続けた「協調性を重んじた経済システム」に目を転じてみよう。このシステムの起源や詳細な特性について分析するのは私の身に余ることなので専門家に委ねたいが、協調性を重んじたシステムにおいては、資源配分の決定に際して何らかの非市場的資源配分メカニズムの果たす役割がきわめて重くなるのはむしろ当然のことであろう。¹⁾なお、ここで私が「非市場的資源配分メカニズム」と呼んでいるものは、市場で価格を主に用いて資源配分を決定する仕組みをある程度置き換えて資源配分を決定する仕組みであって、経済主体もしくは経済主体のグループが、交渉や威嚇、あるいは調停などによって資源配分の主要な部分を決定しようとする仕組みを総称している。この種の非市場的・非價格的な仕組みを重んじた資源配分の方法は、公共財の供給や費用減産業といった、市場の失敗が顕著な場合を別にする

¹⁾ 樋渡(1991)が「組織された市場」と呼んでいるシステムは、私がここで念頭に置いている資源配分機構と類似の概念である。

と、市場による資源配分²⁾を行う場合と比べて一般に非効率的な成果しか実現できないのはよく知られた事実である。とりわけ、社会に利害を共有する経済主体から成るグループがいくつか形成されており、そのグループ間に利害の著しい対立関係がある場合には、非市場的資源配分の仕組みは、経済厚生をきわめて否定的な結果しか生み出さないであろう。しかしながら、各グループの自発性と矛盾しない形で協調的行動が可能になるような特定の環境下では、非市場的な資源配分機構によってもある程度効率性や安定性を伴った資源配分を実現させる可能性がないわけではない。

このような協調行動の実現のためには、少なくとも何らかの権威に裏付けられた調整や調停の仕組みとその種の調整や調停、あるいは交渉を行う「場」が設けられていなければならない。実際、少し前までのわが国では、「財界」や各種業界団体などの組織が産業内や産業間、あるいは産業と政府の間の資源配分の調整にあたってきわめて重要な役割を果たしてきたが、この種の組織はまさに上述の意味での資源配分に関する調整や交渉の「場」として機能してきたし、この種の組織の指導者たちはしばしば調停者として組織の構成員たちの利害の対立を調整したり、他のグループや政府機関等々との間の交渉の代表者として機能してきたのである。同様な機能を果たすことは、政府機関ととりわけ官庁にも求められてきた。このように少なくともバブル期以前のわが国においては、官民間問わず資源配分の決定に当たって広い意味での政治的プロセスが価格の需給調整機能以上に重視されてきたのである。先述したわが国に少なくともこれまで蔓延していたように思われる経済学（近代経済学）への不信感、まさにこのような政治的な調整を主とし、価格による調整を従とした資源配分メカニズムの実態を反映しているの

はあるまいか。

しかしながら、中曽根政権時代以来の公社等の民営化や規制緩和の流れ、バブル崩壊後の日本経済を襲ったさまざまな経済的困難とそれに対する政府の不十分な対応、等々をきっかけとして、上述のようなわが国のこれまでの資源配分システムは有効性を失いつつある。筆者も参加した研究グループによるわが国 90 年代の財政金融政策を検証するプロジェクトにおいて、われわれは大蔵省で市場と村時しながら経済政策や政策立案等々に携わっている担当者に対して、市場情報の収集体制についてのアンケート調査を行った。この調査結果は、いずれ発表されるこの研究の報告書で公表される予定なのでここでは詳細には立ち入らないが、このアンケートの回答において、少なからぬ大蔵省の実務家たちが、近年の情報収集能力の低下と政策判断に必要な不可欠な情報の不足 - とりわけ、市場のミクロ的情報の不足 - を問題視していたことは注目に値する。

これまでわが国では、霞ヶ関の中央官庁には膨大な情報が集積しており、このような情報上の優位性こそが霞ヶ関の権威や指導性の一つの根源になっていると信じられてきた。たしかに協調性を重んじた資源配分システムの下では、官庁と民間産業の間の関係には一種の運命共同体的なものがあり、³⁾両者はある程度利害を共有するという意味で似通った目的関数を持っていたであろう。この場合に両者の間にエージェンシー問題に類した問題が発生する余地はほとんどなく、官庁は民間との交渉システムを通じてほとんど無コストで正確な情報を入手できたはずである。しかしながら、近年の協調的システムの急速な瓦解は官庁が無コストで民間情報を入手する可能性を低めてしまったし⁴⁾、官庁と民間との間の利害の相反は、たとえば情報を持った側が政策的にその情報を流す等の可能

²⁾ 本稿では、「市場による資源配分」と言ったときには「市場での価格による資源配分」を意味しているものとする。

³⁾ 官庁と議会（とりわけ与党）の間の関係も同様であろう。

性を高めてしまった。その結果、昨今中央官庁の情報上の優位性は急速に瓦解しており、そのような現状が上記のアンケートの回答に色濃く反映されているものと思われる。

『フィナンシャル・レビュー』今号の「日本経済とシステム設計」と銘打った特集においては、上述のような日本経済で現在急速に進んでいる構造変化を反映して、メカニズム・デザインやゲーム理論等々の最近の研究成果に依拠し

て、新たな制度構築にあたって意識しなければならない問堪点を幅広い観点から論じている。本稿では、この特集の序論として、この節で述べた問題意識をもう少し具体的な枠組みで議論してみたい。そこで、まず次節ではこれまでのわが国の資源配分システムのさまざまな場所に付き纏っているいわゆる「談合」の問題と、制度の運営の公正さをめぐる問題について具体的に議論してみたい。

．「談合」と非市場的経済システム

前節で指摘したように、わが国では戦後の長きにわたって実態において「市場による資源配分メカニズム」は常に脇役であって、資源配分の主役を演じていたのは「非市場的(あるいは、政治的)資源配分メカニズム」であった。しかしながら、たとえば第二次世界大戦終戦後間もなく独占禁止法が制定され、制度上は強い権限を持った公正取引委員会が発足したことからわかるように、少なくとも制度上の建前において、わが国は市場メカニズムを資源配分の中枢に置く経済システムを一貫して維持してきたのである。「談合」は、資源配分メカニズムのこの種の「本音と建前」の乖離という歪みの下では不可避的に生じ得る現象の一つであろう。もっとも「談合」をどのように定義するかについては若干の注意が必要である。広い意味での談合は、実態的には政治的プロセスで資源配分の主要な部分が決定されているにもかかわらず、

それがあたかも市場を通じてなされたかのような建前を維持するためになされるあらゆる交渉の過程を指しているのであろう。しかしながら、日常的に耳にする談合という言葉は、このような一般的な意味合いでは使われておらず、もう少し具体的な意味を帯びている。すなわち、それは公共事業の施行業者等を決める場合等に行なわれる入札等において、入札に参加する者(たとえば、施行業者など)が事前に話し合って落札者を決定してしまうシステムである。言うまでもなく後者は前者の特殊ケースであるから、その意味で「狭義の談合」と言うこともできる。この節では、具体的には狭義の談合を頭に思い浮かべながら、政治的な資源配分が支配的な社会での談合の持つ意味について考えてみたい。

⁵⁾

わが国の公共事業の選定などをめぐって日常的に行われている(と少なくとも信じられてい

⁴⁾ 実際、上記のアンケートにおいても「十分なコスト意識を持って情報収集すべきだ」というコメントを寄せた回答者がいたが、そのようなコメントはまさに無コストでの情報収集が困難になった現状を反映しているものと思われる。

⁵⁾ 本特集の馬場論文(馬場(2000))が指摘するように、言うまでもなく(狭義の)談合それ自体はわが国固有な現象ではなく、たとえば米国などでもしばしば観察される現象である。わが国の特殊性は、「目に余る」ケースを別にすると、談合に村するペナルティーの発動がきわめてゆるく、あたかもそれが放置されているかのように人々の目に映っている点にある。また、私がここで言う「広義の談合」は、明らかに米国などの事例とは異なるものと言える。

る) 談合は、これまでも各方面で批判されてきた。国内のマスコミは言うに及ばず、たとえばこれが直接的あるいは間接的に日米間の経済摩擦の火種になることもあった。伝統的な経済学的観点から談合は、市場における自由な価格形成を著しく歪め、効率的な資源配分の実現と言う市場機構が有しているメリットを損なわせるきわめて有害な行為と考えられている。前述の談合に対するさまざまな社会的批判も基本的にはこの経済学的信念に立脚しているものと思われる。しかしながら、本特集で馬場論文⁶⁾が指摘しているように、一般論として談合は必ずしも資源配分の効率性に否定的な影響を与えるものではない。すなわち、一財のオークションが第二価格(second price)入札もしくは英国式で行われている場合には、談合によって資源配分の効率性が損なわれることはなく、それは発注者から入札者への所得の移転をもたらすにすぎないことが知られている。

このことは、ある程度直感的に明らかであろうが、簡単に理屈を説明しておこう。一般に「談合」は少なくとも2つのステップを経て行われる。第一のステップは、事前の話し合いや予備的オークションによる約束の締結であり、第二のステップは実際のオークションの場での話し合いの結果結ばれた約束の実行である。今、議論の順序は逆になるが、うまく話し合いがついて合意が成立したとしよう。しかも参加者全員が、その合意の結果結ばれた約束を守ろうとする自発的意思をもったとしよう(このような合意を「自己拘束的な合意」と呼ぶことにする)。この合意の中では、当然のことながら入札の勝者から他の談合参加者への何らかの便益供与がなされる必要がある。⁷⁾この場合、最大の便益供与を実行できる者がこの談合の勝者になるのが参加者全員の利益にかなっている。最大の便益供与のできる者は当然に最小のコストで施行できる者であるから、最小コストの業者が談合

においても勝者になる可能性が高いのである。この場合に資源配分の効率性は、最小コストの業者の落札で実現されるから、その意味で談合によって資源配分の効率性が損なわれることはないのである。しかしながら、談合の結果、落札価格は談合がない場合と比べて高くなるから、その意味で発注者は過度の負担を余儀なくされるのである。言うまでもなく公共事業発注等の場合、この種の所得の移転は、究極的には納税者から私企業(建設業者等)に村する所得の移転を意味することになる。

以上が、談合の第2ステップにおいて行われることであるが、ここで談合の初期に行われる合意形成のあり方に話を戻そう。今見たように自己拘束的な合意が成立するならば、その談合において結ばれる合意はもっともコストの安い業者を勝者とするようなものでなければならない。したがって、英国式のオークションが行われているときに、ある業者が裏切って予定勝者に対して戦いを挑み続けたとしても、この業者は最小コストの技術を持っている予定勝者よりも安い価格を提案できないことになる。つまり、裏切った業者は、現実のオークションにおいて最小コストの業者(予定勝者)に勝利を奪われてしまう上に、裏切った業者は裏切らなかった場合に獲得できたであろう勝者からの分け前を受け取る権利も失ってしまうことになる。つまり裏切りは損失しかもたらさないのである。第二価格制の入札の場合も同様で、勝者になる予定者は自分のコストを正直に書いて入札すればよい。合意では他の業者は、限りなく予定価格に近い高価格を入札することになるが、もしこの中の一人が裏切ったとすれば、裏切り者は予定勝者のコストを下回る価格を入札しなければならない。そのようにして裏切り者が落札できたとしても、第二価格制の原則から、彼は予定勝者のが入札した価格(=最小コスト)かそれ以下の価格で受注することになってしまうから、結局

⁶⁾ 馬場(2000) - 3節参照

⁷⁾ 現実の談合においては、供与される便益は必ずしも金銭的なものでないかもしれない。

その受注は彼に赤字をもいたらすことになる。このようにして、第二価格制や英国式の場合には談合による事前の合意は、参加者全員を彼らの自発的意思の下でも拘束することがわかった。

それに村して第一価格（first price）入札もしくはオランダ式でオークションが行われているときには、そもそもオークションの参加者間の談合のための合意形成は失敗に終わる可能性が高い。なぜなら、談合の合意形成に成功するためには、事前に参加者間で話し合いを行って、談合によって獲得できるであろう利益を参加者に分配することと互いの入札金額を約束しておく必要がある。しかし、第一価格式もしくはオランダ式のオークションの場合、この約束は容易に裏切られる運命にある。すなわち、ある程度安いコストで建設する能力を持っている業者は、実際の入札では談合によって勝者となる約束が交わされた業者の入札価格よりも若干低めの価格を入札することによって、自分一人で全利益を獲得することができるのである。つまり、入札に先立って行われる話し合い（あるいは予備的なオークション）で合意に至った約束は、常に裏切りの危機にさらされているという意味で自己拘束的ではないのである。このように第一価格もしくはオランダ式オークションは、談合それ自体が成功裏に実行されるための前提を欠いているのである。

わが国の公共事業の発注等については、第一価格制での入札が通例行われているので、上述の理論的帰結に照らせば、事前の話し合いで結ばれた合意は自己拘束的でないので、談合は不首尾に終わる公算が強い。それにもかかわらず、

わが国で談合がかなり広範に行われているのはなぜなのであろうか？樋渡（1991）によれば、戦後長い期間にわたってわが国で形成されてきた協調性を重んじる政治的資源配分メカニズム（あるいは樋渡（1991）が言うところの「組織された市場」）を特徴付けるもっとも重要な要因は、政策当局や業界団体等々による参入障壁規制である。わが国の入札制度の問題点としてしばしば指摘される指名競争入札制度は、まさにこの市場における参入障壁規制の典型的な例である。つまり、その意味で指名競争入札制度はまさにわが国の協調性を重んじる政治的資源配分メカニズム、もしくは「組織された」市場の典型的特徴を持った経済制度なのである。この種の参入障壁が築かれ、しかも1回限りでなく、何度も継起的にオークションが行われるときには、たとえ第一価格式もしくはオランダ式のオークションが行われたとしても、毎回のオークションに先だって締結される事前の合意は自己拘束的になる可能性が高い。なぜならこの場合には、参入障壁によって入札参加者は国定されるので、ある回に裏切りが生じたとすれば、それ以降の回にこの裏切り者に村してペナルティーを課すことが可能になる。したがって、少なくとも長期的な視野にたつて自己の利潤最大化を因らうとする者は裏切りの動機を持たなくなるのである。このようにしていったん自己拘束的な合意が成立するための前提が整備された後には、第二価格式や英国式の場合と同様、もっとも高い便益を供与できるものが勝者になるような約束が結ばれる可能性が高いであろう。

8)

⁸⁾ 日本の公共事業の発注などに関する談合では、「公平に」全部の業者が受注するようにするために、勝者を順番に決定していくことが多いということがよく指摘されている。もしこの順番が、完全に各業者の技術力とは独立な順序で決定されるなら、この種の談合では効率性が大きく損なわれてしまうかもしれない。しかし、順番の決定に際してある程度技術力が考慮されることは十分にあり得ることだし（たとえば、「この工事は自分の会社が得意とするので今回は勝者にさせてもらうが、次回の入札で発注される予定の工事については不得意なので他の業者に譲る」といった形の話し合いがもたれる可能性は十分にある）、そもそもがきわめて低い技術力しか持たない業者は指名対象からはずされてしまう（「仲間はずれ」にされてしまう）こともあり得るだろうから、そういう意味ではある程度の効率性も担保されるものと思われる。

このように考えると、談合は参入障壁規制のもとでは不可避的な現象なのかもしれない。ところで、これまでの考察が明らかにしたように、わが国の公共事業の発注などにまつわる談合の最大の問題点は、納税者から特定私企業への所得移転という、所得分配上の不公正を引き起こす点にあると言える。資源配分上の効率性については理論上の問題は一応ないことになる。ただし効率性についてはあくまでも「一応」であって、わが国の場合、真の意味での効率性については若干の疑義が生じる。なぜなら、指名競争入札制による参入規制のもとでは、効率性はあくまでも入札に参加した業者集団の中でもっとも効率的な企業が勝者となるという、限定された意味でしか維持されないからである。一般論として、参入規制は、より高い潜在能力を持った企業の機会を奪うことになるし、もう少し動学的に考えれば企業の技術開発意欲等をそいでしまうかもしれない。

このように、わが国で日常的に行われてきたと信じられてきた談合においては、所得分配上の問題と共に、効率性の確保についても問題があることがわかった。しかし、もしそうであるなら、談合に村する社会的批判が強まった近年はともかくとして、このように問題のあるシステムが長期にわたって維持されてきたのはいかなる理由によるのであろうか？この質問については人によって多様な答えが可能であろうが、私はわが国の「政治的資源配分メカニズム」には、談合を引き起こす誘引が組み込まれていると同時に、談合の分配面および効率面で被害をある程度補填する仕組みも組み込まれていたことを強調したい。

まず、分配面の不公正の是正について。これに関しては、とりわけ高度成長期以降、各社会集団の分配上の「取り分」を増やすためにさまざまな政治的圧力団体が、組織され活動した。たとえば、農協、労働組合、医師会等々の組織の活動の枢要な部分は、経済的利益の拡充のた

めの活動にあてられた。今例示した組織はかなり早い時期から自己の取り分の確保のために活動してきたが、そこから取り残された都市住民の多くや高齢者等の社会的弱者の利益確保の活動は少し遅れて始まった。1960年代後半から70年代にかけて大都市を中心に成立したいわゆる「革新自治体」は、伝統的圧力団体の枠からはみ出た都市住民や高齢者等が一部の伝統的圧力団体の助けをも借りて組織した圧力団体とみなすことができるであろう。しかも長期にわたって持続した経済成長は、これらの集団に対する支出の原資を提供した。このようにして、わが国の政治的資源配分システムの下では、談合が引き起こす分配の不公正を直接的に禁止することによって是正するのではなく、経済成長がもたらすパイ増分を原資とする補填によって是正したのである。⁹⁾

また、効率面については、上述のように参入規制による技術開発意欲の低下が最大の問題であろう。これについては、通産省主導下の産業政策などにみられるように、戦後のわが国では新規技術の開発に際して政府(含地方公共団体)が積極的に援助をしたことや、談合に参加する企業も完全に市場に背を向けた治動をしていたわけではなく、たとえば、海外へのプラント輸出等々を通じて、部分的とはいえ常に市場の圧力にさらされていた側面もあること、などの結果、この種の協調的システムの下でも一定程度以上の効率性は確保されていたものと思われる。

以上のように、経済成長下のわが国においては、当時の経済システムに組み込まれたさまざまな仕組みが談合の弊害を除去もしくは緩和させる方向で機能したという点で、談合は社会に大きな弊害をもたらしたとは必ずしも言いがたいのである。むしろ談合には、それに参加するすべての企業に安定的な利益をもたらすという点で、利潤変動リスクを回避させるメリットもあったし、厳格な入札の実施に伴うさまざまな取引コスト(たとえば、事前調査費用、設計書

⁹⁾ この点に関する詳しい議論は、賀川・佐々木(1995)を参照されたい。

類の作成費用等々)を節約するという肯定的な側面もあった。

しかしながら、バブル崩壊後約十年來の経済活動の低迷が、今述べたような談合のメリットの実現を困難にさせたのも事実である。たとえば、談合が生み出す分配上の不公正の是正は、これまではそれによる利益を享受できない集団への便益の供与によって補填されてきたが、景気低迷下ではそのための原資を見出すことが難しくなっている。昨今、談合に対する社会的非難が過去と比べてきわめて厳しくなったように感じられる背景には、この種の補填がなされないことに対する多くの国民の不公平感があるものと思われる。

それに加えて、近年の日本および世界経済、さらにはそれを取り巻く諸種の環境の急激な変化は、政治的資源配分メカニズムの根底を揺るがすほどの構造変化をわが国経済にもたらしている。とりわけ重要なことは、政治的資源配分メカニズムを支えてきた参入障壁規制の実行可能性が弱まり、少なからぬ産業において参入障

壁が低まったか、低まりつつあることである。

このような参入障壁の低まりの原因を検討することは本稿の目的を越えるので¹⁰⁾、本稿ではこれを事実として受け入れた上で議論を進めたいが、その結果として資源配分を市場に委ねる方向性が強まってきていることは事実であろう。

このように、わが国では、上述の入札制度などに代表される近年急速に効率性や公平性への疑義が生じてきている資源配分メカニズムを、メカニズム本来の特性が発揮されるように再構築する必要性が強まってきている。それに加えて、これまで政治的プロセスによって資源配分が決定されてきたいくつかの配分様構においては、そこに市場を構築することが望まれるケースも少なくない。しかしながら、やみくもに市場を作っても望ましい結果が得られるとは言えないのも事実である。本特集の西條論文や馬場論文が示唆するように、新たな市場の編成にあたってはさまざまな角度からの注意深い検討が不可欠である。次の節では、市場における資源配分メカニズムの持つ問題点を検討してみたい。

・市場機構の限界をめぐって

「厚生経済学の(第一)基本定理」が教えるように、市場機構は、それがうまく機能したときには効率的(パレート最適)な資源配分を実現させることができるというメリットを持っている。しかし、その一方で、市場機構は常にうまく機能するわけではなく、外部性が存在する場合や公共財の配分を行う場合などに「市場の失敗」と呼ばれる否定的現象を生じさせてしまうことは、ごく初歩的なミクロ経済学の教科書

にも記述されていることである。近年の理論経済学やゲーム理論の発展は、「市場の失敗」が教科書に記述されているような典型的(あるいは古典的)なケースでのみ生じうる現象ではなく、市場機構の根幹に根ざしたかなり根深い現象であることを明らかにしている。とりわけそれは情報の非対称性の存在や経済主体の合理的行動に対する疑念が生じたときにきわめて深刻な問題を惹起せしめることがある。

¹⁰⁾ これについてはいくつかの理由が考えられる。たとえば、国際経済における日本経済の地位向上の結果日本経済の国際化が急速に進んだこと、いわゆる「IT革命」に象徴される情報関連技術の急速な発展の結果、取引費用が大幅に低下して参入障壁が低くなったこと、などがすぐ思いつく理由である。それ以外にも、たとえば、日本企業の高成長に伴う肥大化の結果、企業組織がきわめて官僚的になり、それが技術開発力の低下や非効率性を生み出し、その結果効率性の回復のためにも産業保護政策の撤廃が社会的な要請になってきたこと、なども理由としてあげることができるかもしれない。

ここでは現在もその後遺症がわが国経済を苦しめている資産価格のバブル現象 - すなわち、市場で成立する資産価格がファンダメンタルズによって規定される価格から乖離する現象 - について考えてみたい。これまで多くの学者によって資産価格に生じるバブル現象についての理論的研究が行われてきた。そして、一定の条件の下で経済にバブルを伴う均衡が存在しうることが明らかにされている。言うまでもなくどのようなときにバブルが発生し、またどのようなときにバブルが発生しないのかは、どのような環境に経済が置かれているのか（すなわち、どのような条件がモデルに課されているか）に強く依存する。たとえば、Tirole (1982) の研究によれば、無限期間生きる有限人の経済主体から成る経済において、もし人々が将来について完全に合理的な期待形成を行うならバブルは発生しない。しかしそのような経済においても、人々はある程度合理的に行動するが、その合理性が完全なものでないならば - すなわち、人々は每期資産の売買をするにあたって、ごく近い将来（具体的には「来期」）のことは気にするが、遠い将来のことは気にかけないなら - そのときにはバブルが発生し得る。すなわち、この場合のバブルは縦済主体の近視眼的な行動、すなわちその意味での合理性の限界によって引き起こされるのである。しかしながら、バブル現象は必ずしもこの種の合理性の限界だけによって引き起こされるわけではない。たとえば、人々の生きる期間が有限であって、老世代と若年世代の間での財のやり取りによって経済が進行していく「世代重複モデル」の枠組みでは、たとえば人々が合理的であったとしてもバブル現象が

生じることが理論的に明らかにされているのである。¹¹⁾

このような理論的成果に対して、本特集の広田らの論文¹²⁾も指摘するように、実験経済学者は興味深い知見をわれわれに与えてくれた。Smith, Suchanek, and Williams (1988) は、每期あらかじめ定められた確率で定められた収益を一定期間もたらずような債券（請求権）の売買市場を実験室に作り出し、被験者たちにこの債券を売買させることによってその価格がどのように推移するのかを実験した。¹³⁾ 彼らは22回の実験を行ってそのうち14回の実験でバブル（実験室で成立した価格が、実験するにあたって設定されたファンダメンタルズから計算される価格から乖離する現象）が観察された。この実験で用いられた債券は有限の期間でその役割を終えることが確定しているものであるが、バブルはこの債券の誕生から終末にいたる中間の数期間で発生したのである。この実験結果は、先ほど述べたバブルに関する理論的考察の妥当性に対して大きな疑問を投げかける。なぜなら、理論的帰結によれば、有限期間で終末を迎える債券市場では、たとえ人々がある程度近視眼的に行動したとしてもバブルが発生する余地がないからである。¹⁴⁾

それではなぜこのような食い違いが生じるのだろうか？有限期間で終末を迎える債券市場でバブルが発生する理論的余地がないことは、いわゆる「後ろ向きの帰納法（backward induction）」の論法を使って証明される。すなわちこの論法では、まず最後の期においてバブルが発生することがないことが示される。そして、そうだとすると、そのひとつ前の期でもバ

¹¹⁾ Tirole (1985)、なお、バブルが資源配分を歪めるかどうかについても理論研究は興味深い知見を与えてくれる。直感的に考えれば、バブルは適正な資産価格の形成を妨げる現象であるから資子原の効率的配分にとって少なくとも肯定的な影響を与えとは考えにくいかもしれないが、実はこのような直感の当否はモデルの設定に大きく左右されるのである。実際、Tirole (1985) によれば、バブルがない場合には非効率的な均衡を発生させるような世代重複モデルにおいては、むしろバブルを伴った均衡が若年世代から老世代への資源の移転を強制することによって効率的資源配分を達成させることがあり得るのである。

¹²⁾ 広田・西條・濱口・川越 (2000)

¹³⁾ Smith, Suchanek, and Williams (1988)

¹⁴⁾ Tirole (1982) 命題3。

ブル発生はありえず、...、という議論を繰り返して、最終的にはすべての期においてもパブル発生はありえない、という結論に至っているのである。つまり、この場合、各期に債券を売買するにあたって、たとえ各経済主体がその期と次期の債券価格と配当しか気にしないと言う意味で近視眼的であったとしても、彼らは他のすべての経済主体もまた同様に近視眼的であることを知っているので、最後の期の市場で何が起こるのかを合理的に推測できるのである。以下同様な推測が繰り返されることによってパブルの発生が実現性を失ってしまうというのがここでのストーリーである。

ところで、この後ろ向きな帰納法という論法は、ゲーム理論の世界ではおなじみのものである。たとえば「公共財」の供給問題を考えてみよう。人々の自発的な貢献（寄付金や労力の提供など）によって、公園や道路などの公共財を建設したり、公共的なサービスをある一定の水準に維持しようとしてもうまくいかない可能性が高いことはよく知られている。それは、どの経済主体にとっても他人の貢献に「ただ乗り」して自らの貢献を回避することが合理的行動だからである。しかしすべての経済主体がこのように合理的に行動すれば、結局のところ公共財は供給されないか、されたとしてもきわめて低い水準での供給しか実現されないことになってしまうので、結果として社会的厚生が損なわれてしまうのである。これが周知の公共財供給にまつわる「ただ乗り問題」である。この問題やそれに類した問題の解決には、これまで多くの経済学者やゲーム理論家が行き組んで、さまざまな解決策が提案されている。その中の一つに「繰り返しゲーム」による解決策がある。この種のただ乗りが有効性を持ってしまうのは、この公共財供給ゲームがただ一回だけしか行われないため、たとえただ乗りをしたとしてもその人にペナルティーを課せることができないからである。しかしゲームが何度も繰り返される場

合には状況が一変する。経済主体が相互にただ乗りをした人に「逃げ得」を許さないような威嚇を与えることができれば、ただ乗りが抑止される可能性が出てくるのである。たとえば、各経済主体は差し当たっては公共財生産のための貢献（寄付など）に応じるが、もし誰かがある期にただ乗りした場合には次の期以降の貢献を拒否するという戦略を取ったとする。¹⁵⁾このような相互威嚇の戦略を人々が互いにとっているときには、どの経済主体もただ乗りによってその時限りの短期的な利益を獲得できるかもしれないが、その一方でそれは、彼の将来に渡っての利益を減少させてしまうことになる。したがって、彼が今の利益だけでなく将来の利益の追求をも重視するという意味で長期的視野に立ってものを考える人であるならば、ただ乗りを避けようとするだろう。つまり、上記の相互威嚇は有効に機能するのである。

しかしながら、今述べたストーリーは磐石なものでない。もしゲームが無限の将来にわたって行われるなら上述の相互威嚇の政略は有効性を持つが、ある有限期間で終焉を迎えることが分かっているときには有効な威嚇にはなり得ないのである。なぜなら、最後の期（ T 期と呼ぶことにしよう）にはただ乗りしたとしてもその後報復される恐れがないから合理的経済主体は皆当然にただ乗りをする。最後の期に全員のただ乗りが生じることが合理的に予想されるなら、その前の期（ $T-1$ 期）にただ乗りをしてもしなくても次期（ T 期）の利得は変わらないのだから、当然に合理的主体はその期にもただ乗りをする。...、以下同様のプロセスが続いて、結局最初の期から皆がただ乗りしてしまうのである。今述べた議論は「後ろ向きな帰納法」の典型的論法であるが、このようにしてこのケースでも後ろ向きな帰納法は、「人々が公共財の供給に貢献しようとしなくなる」という強い帰結を導き出すのである。

今述べた例からもわかるように、一般に後ろ

¹⁵⁾ このような相互威嚇の戦略は、「トリガー戦略」と呼ばれている。

向きの帰納法はきわめて強力な論理的帰結をもたらすものであるが、その一方でこれをさまざまな経済・社会上の問題に適用したとき、この論法に基づく論理的帰結と経験的事実の間に齟齬が生じる可能性もしばしば指摘されている。ノーベル経済学賞受賞者であるゼルテンの「チェーンストア・パラドックス」はその有名な例の一つである。ある地域で一つのスーパーマーケット（A社と呼ぼう）が独占的に官業して利益をあげていたとする。ここに別のスーパー（社と呼ぼう）が参入を試みる。それに対してA社は「どうしても参入してくるなら徹底的に戦う」と参入者である社を威嚇したとする。社はこの威嚇に属するのであろうか？ 答えは一般に“YES”でも“NO”でもあり得るが、もし実際に社の参入が生じたときに、A社が戦えばX社も傷つくがA社自身もそれなりに傷を負ってしまうという利得の構造を持っているのなら、A社の威嚇は、実現可能性の裏付けに欠ける単なる「カラ脅し」になってしまうので有効性を失う。したがって社の参入が実現することになる。¹⁶⁾これは、一つの地域でのスーパーの参入をめぐる話であるが、もしA社が一つの地域だけでなく多数の地域に店舗を展開しているチェーンストアだったらどうなるであろうか？たとえば、A社は第1地区にA₁店を、第2地区にA₂店を、...、という風に、第1地区から第100地区までの100地区でいずれも独占的に営業しているチェーンストアだったとしよう。それらの地区に、第1地区にはX₁社が、第2地区にはX₂社が、...、という風に、各地域の資本が順番に参入攻勢をかけたとしよう。このときA社が先ほどと同様「参入すれば戦うぞ」という威嚇をかけたとしても、同社の利得の構造がこれも先ほどと同様戦えば自分も傷つくというものであったなら、A社の威嚇は有効性のない「カラ脅し」になってしまう。なぜなら、

後ろ向きの帰納法を用いて、まず最後の第100地区で何が起きるか考えれば、そこで行われるゲームは先ほどのものと同じだから明らかに威嚇は有効性を持たないので参入が生じる。しかし第100番目に参入が生じることが合理的に予想できるのなら、第99番目でも威嚇は有効性を失ってしまう。...、以下同様なプロセスが逆向きに進行してすべての地区で威嚇は有効性を持たなくなるので、全地区での参入が生じることになる。

論理的な思考が導く今述べた強力な帰結を経験に照らし合わせてみると、そこに違和感を感じる人は多いのではあるまいか。なるほどチェーンストアのケースではなく最初に述べた一つの地区のみに焦点をあてたゲームではA社の威嚇がカラ脅しでしかなく参入が実現するのはよくわかる。そしてその推論の延長としてもはや「後に続くものない」第100番目の地区での成嚇が有効性を失ってしまっただけで参入が生じることが納得できる。さらに最後の期を「目前に控えている」第99番目にも威嚇が無効になるのも自然かもしれない。けれども、最初の参入の決走がなされるときや2番目の参入の可能性が考えられているときに、当事者たちは果たして「はるか将来」の第100番目や第99番目にどんなことが起きるか、などということを実際に考慮するのだろうか？たとえば、A社はさしあたって遠い将来のことなど度外視してしまっただけで、A₁店の独占に挑戦しようとするX₁社の参入に対して損を覚悟で戦いを挑んだら、存外この戦いはA社に有利な結果をもたらすのではあるまいか。なぜならA社のこの捨て身の戦法を自前にしたX₂社はもし参入すれば自分たちもX₁社と同様に傷つくかもしれないと判断して参入を思い止まるかもしれない。そして、もしそうなら次のX₃社も、A社がX₁社やX₂社の挑戦に対して示してきた断固たる意思が作り上げてきた評判に

¹⁶⁾ よく知られているようにこのゲームには2つの純粋戦略ナッシュ均衡が存在する。その一つは本文に記述したものであるが、もう一つのナッシュ均衡はX店がカラ脅しに屈して参入を諦めてしまうというものである。ただし後者はナッシュ均衡ではあるが「部分ゲーム完全性」と呼ばれる均衡に望まれる理想的な条件を満足していないので、その均衡の妥当性は低いものと考えられる。

恐れをなして参入を中止するかもしれない。以下同様に考えると、たしかにこのゲームの終わりの部分で参入が生じたとしても、A社は最初のうちの少なからぬ地区では参入を阻止できると考えた方が現実的かもしれない。このような現実と論理的帰結との間の齟齬が「チェーンストア・パラドックス」である。

このパラドックスの解決をめぐるさまざまな研究が行われている¹⁷⁾。ここではその詳細に立ち入るつもりはないが、現実の経済主体が理論の想定するほどの完全な合理性は持ち合わせていない。自分自身がそれほど合理的でないが、他人の合理性についての確信が持てない

という点で、経済主体の何らかの形で「限定合理性」がチェーンストア・パラドックスに代表される経験と理論の乖離の根底にあるものと思われる。限定合理性については、現時点においてゲーム理論家や経済学者等々の間で必ずしも共通の理解が成立しているわけではないが、現実と理論の乖離現象はチェーンストア・パラドックスに限ることなくさまざまな場面で成立していることが知られているので¹⁸⁾、限定合理性についての研究を深めることは今後の経済学の発展にとってもきわめて重要なことと思われる。

ここで話題をバブルに戻そう。有限の寿命しかない債券価格が形成される市場でバブル発生蓋然性が高いという先述の実験経済学の成果

もまた何らかの意味での「合理性の限界」を強く示唆しているように思える。ただしこのケースでの合理性の限界には少なくとも2つの側面があるものと思われる。第一は、極端な近視眼的行動であり、第二は他人の合理性についての何らかの懸念である。

まず、第一の側面について。通例経済学の文脈では、「近視眼性」という言葉で経済主体の効用関数の形状の特徴を表すことが多い。すなわち、人々の将来にわたっての効用関数が時間に関して加法的であるときには、近視眼性の程度はその効用関数の割引因子の大きさを判定される。¹⁹⁾たとえば、先述した自発的寄付による公共財の供給問題で、私はゲームが無限回繰り返されるときにプレイヤーたちが「長期的視野に立ったものを考える」場合に、トリガー戦略によってただ乗り行動は回避できる、と言う趣旨のことを述べたが、実はそこで言う「長期的視野に立った」行動とは、効用関数の形状があまり近視眼的でない。つまり割引因子の大きさが十分に1に近いことを意味しているのである。つまりこの意味での「近視眼性」は単に効用関数の形状を表すにすぎない言葉であるから、近視眼性と合理性とが何ら矛盾することはないのである。それに対して、ここで私があえて「極端な」近視眼的行動と呼んだものは効用関数の形状に由来するものではなく、それにかかわりなくあたかも将来のことをまったく考

¹⁷⁾ たとえば、ここで演じられているゲームは、参入者たちが既存企業(A社)の利得の構造。つまり、既存企業が基本的に「強気」なのか「弱気」なのか。について正確な知識を持っていない。つまり、「ゲームのルール」についての知識を人々が共有していない。という意味での「非完備情報ゲーム」だと問題を再定式化することで経験的事実と整合的な均衡が得られるという議論などがよく知られている。

¹⁸⁾ たとえば、いわゆる「ねずみ講」やそれに類した商法の被害者はあとを絶たないが、この種の商法はいずれ破綻するものであるから、本来なら合理的な経済主体は手を出さずがよいものである。それにもかかわらず、一旦事件が起きて司直によって取締りが行われても、ほとぼりがさめるとまた類似の商法が発生しているのは、人々の多くが理論の想定するほどには合理的でない、という理由で説明したほうが説得力があるように思われる。なお、この場合の「合理性の欠如」は、必ずしも各人の判断力の欠如を意味しているわけではなく、「他人の合理性に対する疑念」を前提とするという点では、むしろ後述する「ケインズの美人投票」の構図に近いものと思われる。

¹⁹⁾ t 期の消費を c_t と表すとき、時間について加法的な効用関数とは、 $U(c_0, c_1, c_2, \dots) = \sum_{t=0}^{\infty} \beta^t u(c_t)$ と表されるような効用関数である。ここで、 β が割引因子であり、この値が小さければ小さいほど視眼的だと解釈される。

えていないか、考えていてもごく直近の将来のことしか考えていないかのような行動が観察される具体的な現象を意味している。

バブル発生実験のケースでは、極端な近視眼性はさらに二つの意味を帯びてくる。第一の意味はTirole(1982)が「近視眼的な合理的期待形成」と呼んだ意味での近視眼性 つまり、先述した意思決定にあたって次期の価格のことだけしか考慮しないという形の近視眼性 である。ただし、前述のように有限期間の寿命しか持たない債券市場では後ろ向きの帰納法の論理によって、「近視眼的な合理的期待形成」下でもバブルは理論的には発生しない。したがって、後ろ向きの帰納法を無効にしてしまうような近視眼性の存在をこのバブル発生実験の結果は示唆している。これが近視眼性の第二の意味である。

後ろ向きの帰納法による理論的帰結が果たして経済主体の現実的行動と整合的かどうかについてはいくつかの実験研究がなされている。

²⁰⁾Camerer らの研究によれば ²¹⁾、2人の被験者がお金の分配をめぐる交渉を何度か繰り返すような実験において、後ろ向き帰納法によって導出される部分ゲーム完全均衡が実現しない蓋然性が高いことが示された。この実験は、お金(パイ)の分け前をめぐるのものと、損失の分担をめぐるのもの2種類があるが、前者についてだけ簡単に説明しておきたい。このゲームは、二人の被験者(被験者1と被験者2)が3ラウンドにわたって交渉を繰り返すものである。まず、第1ラウンドでは、5ドルが与えられて、この5ドルをどう分けるかについて、被験者1が被験者2に対して提案を行う。被験者2がこの提案を受け入れたなら、ゲームはそれで終了してそれぞれの被験者は被験者1が提案した通りのお金を受け取ることになる。被験者2が提案を拒絶した時には、第2ラウンドに移行することになる。第2ラウンドでは、分配

すべきお金が半分に目減りしてしまって2ドル50セント(残りの2ドル50セントは実験の主催者が没収してしまう)をどう分けるのかの交渉が行われることになる。このラウンドでは、今度は被験者2が提案者になって、2ドル50セントの分配の仕方を被験者1に提案する。被験者1がこの提案を受け入れればそこでゲームは終了して、提案通りの分配が行われることになる。被験者1がこの提案を拒絶すれば第3ラウンドが始まる。第3ラウンドでは、分配すべきお金はさらに半分に目減りして1ドル25セントになってしまう。このラウンドでは、再び被験者1が提案者になって、この1ドル25セントをどう分配するのかを被験者2に提案する。被験者2がそれを受け入れれば最後の提案通りの分配が行われるが、拒絶すれば2人とも1セントも受け取れなくなってしまう。このゲームの唯一の部分ゲーム完全均衡点は後ろ向きの帰納法によって解くことができるが、それは被験者1が3ドル75セントを受け取り、被験者2が1ドル25セントを受け取る提案が第1ラウンドでなされ、それを被験者2が受け入れてそのラウンドで終了するというものである。²²⁾

ところで、Camerer らは被験者の意思決定プロセスの内実をより詳しく調べるために次のような巧妙な仕組みを考案した。つまり交渉の開始時には各ラウンドでの具体的なパイの大きさ(すなわち、分配される総金額)を被験者たちに知らせない。被験者たちは各自に割り当てられたパソコンの前に着席するが、そのスクリーン上には各ラウンドを示すアイコンが表示されている、そしてマウスでそのアイコンにポインタ(カーソル)を移動させてマウスのボタンを押す(クリックする)と、押している間だけ当該ラウンドのパイの大きさ(たとえば、第1ラウンドのアイコンを押すと「5ドル」と表示される)がスクリーン上に表示されるのである。コンピュータには、各被験者がどのアイコンを

²⁰⁾ camerer (1997).

²¹⁾ camerer, Johnson, Rymon, and Sen (1993).

どれくらいの回数と時間開いたかと、アイコンを開いた順序（まずどのアイコンを開き、次どのアイコンに移動したが、…、等々の順番）が記録されることになる。もし被験者が後ろ向きの帰納法的な思考をめぐらせているなら、彼らは現在のパイの大きさだけでなく、将来（第2ラウンド以降）のパイの大きさにも相当な関心を払わなければならないはずである。上記のアイコンの参照に関する記録は、意思決定にあたって被験者たちが果たして後ろ向きの帰納法が想定するような形での将来への強い関心を抱いたか否かについての有力な情報を提供してくれることになる。

Camererらの実験結果は理論的予想を覆すものであった。すなわち、たしかに大多数（約90%）のケースは第1ラウンドで終わりはしたのだが、2人の交渉者（被験者）の取り分が第1被験者=3.75ドル、第2被験者=1.25ドルという理論どおりの結果を示したケースは少なかった。第1ラウンドで終了した場合でも、第2被験者の取り分は均衡値の1.25ドルから、半分ずつに分配する2.5ドルまでの間にバラバラに分布したのである。しかもアイコンの参照についてのデータは、ほとんどの被験者が第2ラウンド以降のパイの大きさに大した関心を払わなかったことを強く示唆したのである。²³⁾さらに

同一の被験者集団に同じ実験を繰り返しても（交渉相手は組み替える）上述の結果に大きな変動が生じることがなかったことから、学習の効果もほとんど働いていなかったとの結論も得られたのである。

今紹介した実験結果は、被験者たちがわずか2期先の将来についても関心を持たなかったという点で、後ろ向き帰納法の現実妥当性に強い疑問を投げかけるものである。ましてやバブル実験のように十数期にわたって取引が続くケースで、後ろ向き帰納法を無効にしてしまうような強い近視眼が生じるのはそれほど不思議なことではないように思われる。ただしこれまでの議論から後ろ向き帰納法の問題点は明らかになったが、それだけではバブル発生の理由は説明できない。なぜならそれはバブル発生の可能性を説明するかもしれないが、それがバブル発生の蓋然性の高さまでをも説明することはないからである。²⁴⁾なぜならある人が後ろ向きの帰納法的な思考しないという意味で近視眼的であったとして、ただ闇雲に近い将来の資産価格の上昇を予想して、たとえばその資産を購入したとしても、他の多くの人々が後ろ向きの帰納法的な思考をしているならその資産を高値で購入する人はいなくなってしまうから、彼の予想は自己実現的にならないのである。つまり人が自

²²⁾ なぜなら、後ろ向きに考えてまず第3ラウンドで生じることを明らかにすると、そこでは被験者2はもし拒絶してしまうとすべてのお金を失ってしまうから、「被験者1が1ドル25セントの大半を受け取って、残りのごくわずかな金額を被験者2が受け取る」という被験者1の提案を彼は受け入れざるを得ない。第3ラウンドでそのような事態が生じるであろうことを被験者2は第2ラウンドにおいて当然に予想するから、その予想の下で彼は「もし被験者1が1ドル25セント以上を受け取るような提案を今しなければ、被験者1は自分の提案を拒絶して第3ラウンドに移行してしまうだろう」と考えるので、「被験者1がほぼ1ドル25セントを受け取って、残りの約1ドル25セントを被験者2が受け取る」という提案を被験者2はもし第2ラウンドが実現したときには行わざるを得ない。第1ラウンドでは、今述べた第2ラウンド以降の状況を当然に被験者1は予想するから、彼は「被験者2には1ドル25セントと与えておけば十分だ」と考えて、「第2被験者が1ドル25セント受け取って、残りの3ドル75セントを第1被験者が受け取る」という提案を被験者1は第1ラウンドですることになる。被験者2はこの提案を拒絶したとしても自分の取り分が以下のラウンドで改善される見込みがないと合理的に予想して、最初のラウンドでこの提案を受け入れるのである。

²³⁾ しかも将来のパイの大きさにまったく関心を持たなかった（つまり全然第2ラウンド以降のアイコンをクリックしなかった）被験者が1割以上もいたのである。

²⁴⁾ Camererらの後ろ向きの帰納法の妥当性に関する実験でも、実験結果から後ろ向き帰納法的な思考法が行われている可能性の低さは説明できても、なぜ大半の被験者が均衡から均等配分の間のところまで合意に至ったのかは説明しない。これについては、たとえば「平等志向性の高さ」などの後ろ向き帰納法問題とは別個の説明が必要であろう。

分の近視眼性はともかくとして、他人の近視眼性についての確信をいだいたときに Smith, Suchanek, and Williams (1988) 的な状況でもバブルが発生し得るのである。つまりこの実験では、市場参加者の大多数はせいぜい1期か2期先ぐらいのことしか気にしておらず、たとえ自分がファンダメンタルズが規定する価格よりはるかに高い価格で債券を購入したという自覚があったとしても、他人も近視眼的であるが故に必ず「売り逃げる」ことができる、という予想を抱くことによってバブルが発生しているものと思われる。²⁵⁾このような意味で先ほど述べた合理性の限界の第二の側面（他人の合理性への疑念）もまた重要なのである。

これまでに述べてきたことからわかるように、Smith, Suchanek, and Williams (1988) の実験などで、理論的予想を裏切った形でバブルが発生したことは何らかの「合理性の限界」を示唆しているように思える。しかも、上に紹介した後ろ向きの帰納法に関する実験結果や、注 25 に紹介したケインズの美人投票的状況の発生可能性の実験結果は、今述べた「合理性の限界」が存在する可能性を側面からバックアップするように思える。したがって、いくつかの実験研究で報告されているバブルの発生は、合理性の限界という、多くの経済主体の行動に広く備わっていると思われる属性から生じたと考えられる点で、相当に普遍性を持った現象と判断した方がよさそうである。つまり、このような属性を持った経済主体が活動する資産価格市場には、バブルによって価格体系が歪められてしま

う危険性が常に存在している可能性が高いのである。

ところでここ十数年来、国債の大量発行や金融市場の急速な国際化などを契機として、わが国の資産市場には急速な「市場化」が進展した。80年代後半から90年代初頭にかけて生じた資産価格市場でのバブル現象は、このような急速な経済環境の変化に対して、さまざまな経済・社会制度や市場に立ち向かう経済主体の意識が適応できなかったというひずみによってもたらされたと言及されることがしばしばある。たしかに当時生じた企業や個人のきわめて楽観的な「財テク」志向などには、そういった見解を裏付ける面がないわけではない。しかし、もし今後のバブルの主要な原因が経済環境と制度等との齟齬だけにあるのなら、それは当時の日本経済にのみ固有な過渡的現象であって、市場化の進展に伴っていずれは回避されるか、仮に今後バブルが生じたとしてもそれはごく一時的で小規模な問題しか経済にもたらさないと結論付けることができるであろう。しかし、この節で検討した諸研究は、むしろバブル現象は市場機構の構造的欠陥を反映して不可避的に生じ得る現象であることを示唆している。わが国では今、市場化のメリットを強調する議論がきわめて盛んである。しかし市場機構にはこの節で述べたような構造的弱点があるのもまた確かであるから、今後の市場の整備等に当たっては、このような市場機構の構造的弱点を常に意識しながら、注意深くメカニズムをデザインしていくことが肝要であろう。

²⁵⁾ このような予想形成のあり方は、有名なケインズの「美人投票」のたとえがわれわれに与えてくれる教訓を想起させる。ケインズの美人投票的な合理性の限界が生じるか否かについては興味深い実験結果が知られている。(Nagel (1995)) この実験はいたって簡単なものであって、まず被験者たち全員同時に、0以上100以下の実数一つ選んで、他の被験者にわからないよう個別に申告させる。そして全員が申告した数字の単純平均値を計算して、その平均値の p 倍（ただし、 $0 < p < 1$ なる定数）に一番近い数字を選んだ人が勝者となって賞金を獲得する（勝者が複数いたときにはその中から抽選で決める）というゲームである。このゲームの唯一のナッシュ均衡は全員が0を申告するというものであるが、 $p=1/3$ 、 $p=1/2$ 、 $p=3/4$ というように、いろいろな p の値で実験を繰り返してもナッシュ均衡が成立することはなかった。このような結果は、被験者たちが他人の合理性に必ずしも確信を抱いておらず、全員が真に合理的であった場合の平均値でなく、互いに相手の合理性に確信を抱けないという前提で荒く推測された平均値にもとづいて自分の申告数値を決めようとするところから生じるものと思われる。

・システムの選択と運用コスト

これまでにみてきたことからわかるように、「市場」を始めとするさまざまな経済・社会制度の整備や設計にあたっては、その制度が機能しだしたときにどのような効果を発揮するのかについて、実験的方法や理論分析等を通じて事前に詳細な検討を加えることが必要である。とりわけ、前節の議論からもわかるように、理論的予想と現実との間に齟齬が生じる場合にはより慎重な判断が求められることになる。この節では、私自身の最近の論文²⁶⁾に基づいて、理論と現実のギャップをどう認識したらよいのかを前節とは違った角度から検討してみたい。

ここで考察されるのは、価格機構がうまく使えない場合にそれをある程度補完する資源配分メカニズムの設計にまつわる問題である。一般にどれほど経済で「市場化」が進んだとしても、すべての財の配分を市場に委ねるのは困難である。たとえば、市場の設営や維持のために多額の費用がかかる場合や頻繁な価格の調整が困難な場合などには、市場に代わる資源配分システムが必要とされることになる。しかし、その種のシステムをどう作り上げていくかについては注意深い検討が必要である。すなわち、そこにおいて資源配分をつかさどる主体(政府、企業、あるいはある種の「調停者」など)は、何らかの形で財の配分を受けようとする人々のニーズ(たとえば、各人の選好の形状など)を把握す

る必要があるが、そのようなニーズの把握のプロセスで社会主義的中央集権経済において生じるのと同様の誘引問題が生じる可能性がある。つまり人々が配分の結果を見込んで、あえてうその選好表明をする可能性が生じるのである。

²⁷⁾したがって、構築される資源配分メカニズムは、できることならこの種のうそをつく可能性がなくなるようなものであることが望ましい。また、このメカニズムが実現される資源配分は可能な限り効率的であることが望まれるし、たとえば年長者や権力者といった特定の人のみが有利に取り扱われる仕組みでなく、すべての人々に同等の機会が与えられるような仕組みであることが望ましい。

ここである分割不可能財²⁸⁾の配分問題を考えてみよう。話をわかりやすくするため、その財はある人気歌手のコンサートチケットだったとする。一般にこの種の財では、価格は実際の売り出しが始まるはるか前に設定されるから、売り出し段階で超過需要が発生したとしてもそれを価格の変動によって調整させることができない。したがって、誰にチケットを売ったらよいのかという意味でのチケットの配分問題は何らかの非市場的メカニズムに委ねざるを得ないのである。しかも、そのメカニズムは(正直な選好表明、効率性、機会の均等という上述の3条件を満たすものであることが望ましい。

²⁶⁾ Sasaki (1997)。なお、最近この試論はMoulin (1999)によってさらに一般化された。

²⁷⁾ たとえば、米が不足しているときに、人々に自分が必要としている米の量を政府に申告させて、その申告数量に比例して米の配給量を決めるといった配分メカニズムを政府が採用したとする。このようなメカニズムの下では、人々は実際の配給量が自分の申告数量を下回ってしまうのを予め見越して、本当に自分が必要とする量より多めの量を申告するであろう。

²⁸⁾ 0個、1個、2個、...、というように整数の単位でしか消費できない財を「分割不可能財(indivisible goods)」という。それに対して、たとえば1/2個や2/3個といった整数以外の単位での消費も可能な財を「分割可能財(divisible goods)」と呼ぶ。

そのような資源配分メカニズムは作り得るであろうか？ Sasaki (1997) は、そのようなメカニズムは存在し、しかもそれはただ一つだけしか存在しないことを明らかにした。それは「ランダム化された一様配分メカニズム (Randomized Uniform Allocation Mechanism: 以下では RUAM と略す)」と呼ばれている資源配分機構である。

RUAM では、次のように財 (チケット) が配分される。たとえば、いま全部で 12 枚のチケットが売り出されたとしよう。A 氏から D 氏までの 4 人がいて、A 氏は 4 枚、B 氏は 3 枚、C 氏は 5 枚、そして D 氏は 2 枚のチケットの購入を望んだとする。(つまり超過需要が発生している。) RUAM では、まず各人に 1 枚ずつのチケットの購入権を配分する。するとチケットは全部で 12 枚あるから、4 枚分の購入権を配分してもまだ 8 枚分の購入権が残っている。そこで次のラウンドではさらに 1 枚ずつを配分する。この段階で 4 枚分の購入権が残っているが、D 氏はすでに自分が欲しいだけの枚数 (2 枚) のチケットを入手する権利を手に入れたわけだから、残りの 4 枚は A、B、C の 3 氏に配分すればよいことになる。そこでこの 3 人にさらに 1 枚ずつ配分する。この時点で 11 枚の配分が終わったので、残りは 1 枚である。B 氏にはすでに 3 枚配分されているから、B 氏にこれ以上配分する必要はなく、A 氏と C 氏に配分すればよいが、残りは 1 枚なのだから明らかに配分できる購入権の数は不足している。そこで、この段階で 2 人を対象にした抽選が行われることになる。この抽選で A 氏と C 氏は完全に平等に取り扱われ、2 本のうち 1 本が「当選」のくじを引くことになる。そして当選を引いた人に最後の 1 枚が与えられることになる。最後に各人は自分が得た購入権と引き換えに実際のチケットを購入することになる。以上が RUAM による資源配分の方式である。

前述のように RUAM は資源配分メカニズムに望まれる 3 条件を満たしているという点では優れた特性を持っているにもかかわらず、複数個の財の消費が許されるケースでこの方法が現実的に利用されるケースはほとんど発見できない。²⁹⁾むしろこのような場合に現実的に多用されるのは、「単純抽選制」であろう。これはチケットを購入したいと思っている人に、自分が欲しいと思う枚数だけたとえば葉書などで応募してもらって、応募葉書全部を一括して抽選を行い、当選者に購入権を与えるという方法である。この方式は、たしかに人々に平等な機会は与えているが、正直な選好表明と効率性の条件は満たさない。なぜなら、どうしてもチケットを買い手は、自分の当選確率を高めるために多めに応募葉書を送る可能性があるし、抽選後生じる資源配分は特定の人が必要以上の枚数の権利を獲得するようなものになってしまうかもしれないので、効率性も維持されなくなってしまうのである。

このような欠陥があるにもかかわらず、なぜ単純抽選制は広範に利用されているのであろうか？ それは RUAM に一つの弱点があるからである。RUAM はそれによって配分を受けた者が、配分を受けた財や権利を他人に転売したり譲渡したりできないときにはたしかに優れた特性を発揮する。しかし事後的な譲渡等が可能な場合には人々がうそをつく可能性を排除できないのである。たとえば、先述の 12 枚のチケットを 4 人に配分するケースでも、もしあらかじめ A 氏と D 氏が結託を組んで、D 氏が受け取った購入権の一部を A 氏に譲渡するという合意が成立しているなら事態は大きく変わってしまう。話を簡単にするため B 氏と C 氏は正直に行動したと仮定しよう。このとき D 氏が自分の欲しい枚数は 3 枚だと偽りの申告をしたとすると、A 氏 ~ D 氏にそれぞれ 3 枚ずつのチケット購入権が配分

²⁹⁾ ただし消費できる「財」の量がたかだか 1 個のケースでは、RUAM が用いられることが多い。そのような例としては「選抜徴兵制」(軍隊の必要人員をまず志願兵で埋め、それで不足する部分を抽選で決める制度) や住宅等の販売における抽選での購入者決定の仕組みがある。

されることになる。D氏は配分後に約束に従ってA氏に1枚を譲渡すればよい。その結果、A氏は4枚のチケットを確実に手に入れることができるようになり、D氏も自分が欲しいだけの枚数(2枚)のチケットを手に入れることができるからD氏のうそは結託を組んだ2人に利益をもたらすのである。このようにして、RUAMの下でも、事後的な譲渡の結託が結べるならうそをつく誘引は排除できなくなってしまうのである。

したがって、私の定理の系として、結託が許容された下での正直な選好表明、効率性、機会の均等という3条件を満たす資源配分メカニズムは存在しない、という意味での「不可能性定理」が成立することになる。このように一種類の分割不可能財の配分というきわめてシンプルな問題においてすら、いくつかの理想的条件を満たす資源配分メカニズムを作ることの困難さがわかった。したがって、そういった場合にはいわば「次善」のシステムを作らざるを得ないのである。

ところで、これまでの議論から明らかなように、もし財の購入後の転売や譲渡を強制力を持って禁止するとか、チケットなどの場合には利用時点で本人確認をするといった手段で、転売や譲渡を禁止できれば、RUAMは3つの理想的条件を満たす唯一のシステムになり得るのである。しかし、この種の転売等の禁止措置の実行のためには当然多額の費用がかかるので、転売等の禁止措置のための制度運営のコストが売買される財の価値と比べると相対的に小さい場合を除くと、RUAMの利用はコスト面で不利なのである。それに対して単純抽選制はたしかにいくつかの欠陥はあるが、制度の設定や運用にかかわるコストはきわめて低いものと思われる。つまりその意味で、単純抽選制は「それほど悪くない」制度なのであろう。

今述べた事例は、前節とは少し違った観点からの理論的と現実とのギャップを示している。ここでの議論は、RUAMという理論から導かれる理想的システムと、単純抽選制という現実に存

在しているシステムとを比較したときに、コストの存在が単純抽選制を生き残らせた可能性を示唆している。つまりこれは、まさにシステムが合理的に選択された結果、特定のシステムが生き残った典型的事例なのである。

ところで今述べた事例に関連して2つの注意すべきことがある。第一に、新たにシステムを設計するにあたっては、今の教訓を生かしてシステムの設定や維持に関する費用をできるだけ正確に計算しておく必要がある。もしこのコストを事前に正しく計算しないままにシステムを構築してしまった場合には、それが多大な社会的コストをもたらす可能性があることに注意すべきである。第二に、すでに運営されているシステムであっても、政府などの公的機関が設立するシステムでは、制度の合理的な選択がなされていない場合があり、それが多大な社会的コストをもたらす可能性があることにも注意する必要がある。

第二の点について一つの例をあげよう。わが国では企業等に雇用されている者の所得税は、源泉徴収制度によって相当正確に補足される仕組みになっている。この制度の長所や短所についてはいろいろな議論がなされているが、そこでしばしば見落とされがちなのはこの制度運営のコスト(これは徴税コストの一部をなす)である。すなわちこの制度は、税の徴収にかかわる業務の一部を労働者を雇用している企業に代行させているわけであるから、それは税務当局の負担を軽減する半面で、企業にはこの制度がない場合にはやる必要のない負担を強いていることになる。つまり、その意味で企業がこの業務のために費やす労力は、企業にとっての事実上の追加的税負担だと言うこともできる。問題は、この制度の維持にかかる社会的コストである。言うまでもなく源泉徴収制度によって税務当局が享受できる負担の軽減額が、企業のこの制度による負担増を上回っているのなら、この制度は少なくとも社会的な便益を生み出している制度だと言える。だが、逆の場合には社会的コストを発生させることになる。ただ、ここで

問題なのは、もし仮に源泉徴収システムが社会的コストを発生させるシステムであったとしても、制度の制定者である税務当局自身は徴税コストの縮減という便益を享受している以上、合理的な制度選択が行われる余地がなくなってしまう点である。

一般的な財やサービスの供給を政府や公社・公団などの公的機関に委ねた場合に非効率性が発生しがちなことは、しばしば指摘される。上に述べた例は、システムの選択についても同様の問題が生じる可能性があることを示唆しているように思える。ところで、一般的な財やサービスの供給のケースでは、民営化は非効率性を

解消するための有効な手段になっているが、システムの選択問題の場合、民営化が原理的にあり得ないというケースも少なくない。たとえば、税の徴収システムの構築の場合、その業務の一部を部分的に民営化するのが可能かもしれないが、そのすべての業務を民間に委ねることは恐らく原理的にあり得ないことであろう。したがって、そのような場合であっても運営や設立のコストをできる限り低く抑えてシステムが構築されるのが望まれるのであるが、現実にはなかなかうまくいかないというのが実情なのかもしれない。

・ 効率性と公平性をめぐって

少なくとも高度成長期以降の長きにわたって、日本社会はきわめて平等性の高い社会であると信じられてきた。しかしながら、バブル期前後を境にしてわが国の平等性神話は急速に崩壊しつつある。³⁰⁾言うまでもなく経済学の伝統的な文脈においては、効率性と公平性（結果の公平性）の間にはトレードオフの関係が存在すると信じられてきた。すなわち、強力な所得再分配政策などによって、富める者から貧しい者への多大な所得の移転を強制すれば、富める者は自分の努力の成果を自分自身でほとんど享受できなくなってしまうが故に、貧しい者は努力を放棄したとしても生活が保障されるが故に、いずれもが勤労意欲を失ってしまい、社会的全体の生産の効率性が損なわれてしまうというのである。橘木（1998）が指摘するように、この種の効率と公平のトレードオフは今述べた理論的予測にもかかわらず、現実にはある社会では成立しているが、別の社会では成立していないので

ある。³¹⁾特に日本では、このトレードオフが成立していないようにみえる。すなわち、バブル期頃までの経済成長がある程度持続していた時期にはむしろ不平等度が小さかったのに対して、バブル崩壊後の経済の低迷期に前述のように不平等度が増大しているのである。

ここでは、公平と効率のトレードオフと、経済社会が置かれた環境との一般的な関係をどう捉えたらよいのかという問題に直接立ち入りはしないが、少なくとも日本経済の現状が所得分配の見直しを迫っていることは否定できない事実であろう。それを支える事情はいくつか考えられる。まず第一に、上述の橘木氏の著作が指摘するように、事実として分配の不平等性が高まっているという事情がある。³²⁾第二の事情としては、社会の高齢化の進展が既成事実になるうとしていることをあげることができる。高齢化は、労働人口と非労働人口の比率を変化させるから、その当然の帰結として分配の見直しが

³⁰⁾ 橘木（1998）によれば、所得分配の不平等度の代表的指標であるジニ係数の値が、わが国の場合、ここ10年ほどの間に当初所得においても再分配所得においても急速に上昇している。

³¹⁾ 橘木（1998）によれば、最近のアメリカ合衆国ではこのトレードオフが明確に観察される。すなわち、アメリカでは経済の好調さと裏腹にジニ係数が大きくなっているのである。

避けて通れない問題になりつつあるのである。第三に、労働市場の急速な流動化に伴って年功序列賃金体系が見直されだしたという事情がある。年功序列賃金体系は、実のところ人々の分配の不平等感をある程度緩和する役割を果たしていた可能性がある。なぜならこの賃金体系の下では、若年者と年長者の所得格差があったとしても、若年者は高所得の年長者の現在の姿に自分の将来をオーバーラップさせることによって不平等感を低減させることができたからである。つまり年功賃金制には、この意味で社会に安定性をもたらしてくれたというメリットもあるのだが、それが今急速に崩れだしているのである。

このような状況の下でわが国は、今後の所得分配のあり方に関していくつかの点で岐路に立たされていると言えそうである。すなわち、上の3つの事情に即応して述べれば、まず第一の事情に関しては、不平等化の急速な進展をこのまま是認するのか？あるいは過去のような平等性は確保できないにしてもある程度平等性を志向するような政策をとるべきなのか？という選択の問題がある。第二の点に関して言えば、労働に従事している若年者層から労働に従事していない高齢者層への所得の移転をどうすべきか、という問題がある。とりわけ経済全体のパイがさほど大きくならないという状況の下では、高齢者層に現状の生活水準を保障するだけの所得の移転を行えば若年者層に多大な犠牲を強いることになるだろうし、それとは反対に若年者層の生活水準を維持しようとすれば高齢者層の取り分は減少せざるを得ないだろうから、いずれにせよこの問題は今後ますます深刻さを増すものと思われる。第3の点に関しては、労働市場

が流動化して年功序列賃金体系が崩れだしていった場合、それ自体が問題だというよりもむしろ第一や第二の事情と呼応して、それらがもたらす不平等感をさらに加速させてしまうという効果を持ってしまいかも知れない。

上に述べたようなわが国が今直面している分配に関する問題の答えを見つけるためには、何よりもまず今後の日本の社会経済のあるべき姿についての議論が不可欠である。ただしここで特に注意すべきことは、今仮にあるべき姿についての合意が社会で成立したとしても、その実現の過程で新たな利益を得る人と逆に損失をこうむる人が出現することが往々にしてあることである。そしてもしそうならば、そもそも合意形成の場面で、その合意が成立した場合に利益を得る者とそうでない者との間で利害の対立が生じてしまう可能性が高い。したがって、経済社会のあるべき姿を追求しようとするときには、できる限り生々しい利害関係から遮断されたところで思考をめぐらせる必要がある。そうでないと利己心に支えられた人間から成る社会では、合意が成立しない可能性も高いし、仮に合意が成立したとしても、その合意が規定するあるべき姿の実現のプロセスで発生する犠牲を、たとえば「弱いものいじめ」のような形で一部の人々に押し付けてしまう危険性が常に存在しているのである。つまり、そのような危険を回避しつつ、人の利己心や合理性と矛盾しない形で社会のあるべき姿を追求していくためには、上述した利害関係からの遮断が不可欠だといえる。³³⁾

ところで、別のところでも指摘したように³⁴⁾、これまで日本では社会システムの設営にあたって、政策当局者や政策上の意思決定にかかわ者の間で、この種の議論が真剣かつ理性的に交わ

³²⁾ このような不平等性の高まりの原因はいくつか考えられる。たとえば、経済成長の鈍化が所得再分配のための原資を奪ってしまったという側面もあるだろうし、経済の効率化が進んで誰かの犠牲なしには別の誰かがより豊かになることはない、というパレート効率的な状況がいくつかの主要な市場で成立するようになったという側面も考えられるかもしれない。

³³⁾ ロールズが彼の主著である『正義論』(Rawls (1971))で行った「『原初状態』における『無知のヴェール』に覆われた合理的個人による合意形成」というきわめて巧妙な論法に基づいた議論の展開は、まさにこの利害関係からの遮断という線に沿ったものと言えるだろう。

³⁴⁾ 賀川・佐々木(1995)

されることはあまりなかったように思える。とりわけ近似的にすら利害関係から遮断した状況で議論がなされることはほとんどないか、あったとしてもきわめて稀有な事例においてのみであった。³⁵⁾むしろこのようなときに政策当局者等に課せられる大事な仕事は、多くの場合新たに策定されるであろうシステムの直接の利害関係者たちの意見調整でしかなかった。利害関係から遮断された状況下でわれわれの社会のあるべき姿を論ずるという作業が「象牙の塔」にこもった学者の間で行われることはあったかもしれないが、それが現実社会の進路に影響を及ぼすことのできる人々の間で行われることはあまりなかったように思われる。

やや皮肉な見方をすれば、社会のあるべき姿についての合意形成という基本的な問題に社会が直面したとさでさえ、この国では真剣にその問題を解決しようとする作業はわきに追いやら

れてしまって、政策当局者や政治家はひたすら目先の利害の調整作業に追われるという意味での一種の「先送り」がしょっちゅう行われていたのかもしれない。しかし本節の冒頭で指摘した所得分配のあり様などをめぐって近年のわが国で生じた大きな社会状況の変化は、もはやわれわれの社会の将来像や理想に関する議論の先送りを許さないだけの切迫感をわれわれに与えつつあるのも否定できない事実であろう。社会が大きな構造変化にさらされているいま、新たなシステムの構築にあたってわれわれは具体的な利害関係のしがらみから外に出て、いかなるシステムを構築することが社会全体の利益になっているのかを冷静な目で評価しなければならないであろう。公共政策の評価基準に焦点を当てて経済学の規範的側面を意欲的に議論している本特集の蓼沼論文の意義は、まさにこの点にあるものと思われる。

・終わりに - 本特集の意義と内容について

本稿で私は、「日本経済とシステム設計」と銘打った今回の『フィナンシャル・レビュー』の特集の序説として、近年日本経済を襲った大規模な構造変化とそれがもたらした社会制度や資源配分メカニズム等の設計をめぐる諸問題について可能な限り具体的な文脈でこの特集全体をつらぬく問題意識を提示した。そこでは、まず第 1 節でわが国で戦後長きにわたって維持されてきた資源配分の仕組みを「政治的資源配分メカニズム」であったと把握した上で、第 2 節では「談合」という具体的な例を思い浮かべながらそのメカニズムのメリットとデメリット、

そしてそれがなぜ近年急速に有効性を失ってきたのかについて議論した。またここでは、わが国で広く行われてきた指名競争入札制度が、政治的資源配分メカニズムを支える参入障壁規制のきわめてわかりやすい例になっていることも明らかにされた。続いて第 3 節と第 4 節では、経済学の理論的予想と現実との食い違いについて議論が行われた。まず第 3 節で、近年の日本経済の急速な「市場化」に関連して、市場機構に内在する基本的な問題点を議論した。厚生経済学の基本定理は、市場経済の長所を表現する経済学のもっとも基本的な理論予測の一つであ

³⁵⁾ 政府の審議会や行政委員会、あるいは各省庁に多数設置されている研究会等における公益を代表する立場の委員やいわゆる「学識経験者」たちの本来の役割は、当事者たちの直接の利害関係から独立して純粋に社会のあるべき姿を追求することにあるものと思われるが、この種の委員選定プロセスの不明瞭さや特定の人物への多数の審議会委員等への役職の集中等の結果、被らの多くは利害の渦中に投げられてしまい、その本来の役割を果たす機会から遠ざかってしまった可能性が高い。

ろうが、この節で紹介したゲーム理論や経済学における実験研究の成果は、この理論的帰結に対するきわめて重要な疑問を呈しているのである。なお、いま述べたことと共に、この節の議論から実験的方法が現在の経済学研究の流れの中で一定の意義を持つものに成長しつつあることも読み取っていただければ幸いである。第節では、システムの選択とそれを設定するためや運用するために必要とされるコストについて議論されているが、ここでは理論的に望ましい性質を持ったシステムが、現実経済における合理的なシステムの選択プロセスを経て選ばれたものとは異なっているケースが調べられている。そしてシステムの設営や運用にかかわるコストの多寡がシステムの選択問題にとっては決定的な重要性を持つことが主張される。第Ⅴ節では、それ以前の節とは趣を変えて、規範的な問題についての議論が行われる。ここでは、社会の「あるべき姿」を論ずることが、制度設計を行うに際してもっとも基本的な前提条件であることが主張されている。

本稿の内容は今述べた通りであるが、本稿を終えるにあたって、以下では序説としての本稿に対していわば「本論」としてこれに引き続く4つの論文について簡単に議論してみたい。この4論文のうち2つは、実験経済学に関するものである。実験経済学は、日本ではまだあまりなじみのない経済学の分野であるが、米国では近年急速に重要性が認識されるようになってきたものである。実験経済学自体は、経済学以外の行動科学³⁶⁾、とりわけ古くから実験的手法を確立してきた心理学からの強い影響の下に成立してきたという側面がある。³⁷⁾ 私見によれば、経済学において実験的方法には少なくとも2つ

の意義があるものと思われる。

第一に、実験的方法を用いれば倍額できるデータの利用可能性に限界がある場合に、実証分析に代わるか、もしくはそれを補完する形で経済モデルの妥当性の検討ができる。この場合の「データの利用可能性の限界」については少なくとも2つのケースが考えられる。最初のケースは、そもそも原理的にデータの入手が不可能な場合である。それはたとえばこれまで市場が存在していなかったところに新たに市場を創設するといった場合である。本特集の西條論文における二酸化炭素の排出権を売買する市場の問題は、まさにこのケースに当てはまる典型的な例であろう。次のケースは、一応分析の基礎となるデータの入手は可能であっても、そのデータ自身にそもそも信憑性が低いか、原データを分析に利用可能な指標等の形態に集計や加工等していくプロセスで恣意性や理論の不完全さなどによって、作成されたデータ等の意義が減少してしまうようなケースである。たとえば、本特集の広田・西條・濱口・川越論文や本稿第節で紹介されたバブルの発生をめぐる研究において、それを実証的に分析しようとするれば、当然にファンダメンタルズが規定する価格を知る必要があるが、ファンダメンタルズ価格自体がそもそも将来に対する人々の予測等、未知の事項に対する予想に強く依存して決まるものであるから、それを実証的に推計しようとするれば、何らかの恣意的・主観的前提を置かざるを得ないことになる。それに対して、実験的方法でバブルの発生可能性を検討するためには、実験の設定の中でファンダメンタルズ価格を客観的に決定することができるので、市場で成立する価格にそこからの乖離が生じたかどうかの判定は

³⁶⁾ 率直に言って経済学ではこれまで、極端な場合には「経済学帝国主義」とも揶揄されるように、他の社会科学とは一線を画した立場で研究が行われてきた。しかし近年、この実験経済学の分野だけでなく、多くの経済学の分野でも心理学を初めとする行動科学の成果を利用することの重要性が認識されるようになりつつある。たとえば、スタンフォード大学のポール・ローマーは、選好関係を経済モデルの中で内生化するためには、他の行動科学の成果に適切に依拠することの必要性を意識した論文を執筆している。(Romer (1999).)

³⁷⁾ もっとも、ゲーム理論の研究においては、実験的方法の意義は古くから認識されてきたし、かなり以前から実験研究が行われてもいた。

明確なものとなる。

第二に、経済学の理論研究が与える予想と現実との間に大きな食い違いがあるときに、何が理論と現実の食い違いを生じさせ、そして現実と理論のギャップを埋めるためにどのように理論を修正すべきなのかを検討するために、実験的方法是非常に役に立つことがある。ただし、この種の役割は言うまでもなく実証分析にもあるのだが、過去という二度と繰り返すことのできない時点の経験がもたらしてくれたデータに基づく実証分析と違って、実験的方法の場合、細かく設定を調整しながら、必要に応じて何度でも実験を繰り返すことができるわけであるから、理論のいかなる前提が現実との齟齬の原因になっているかについての詳細な分析が可能になる。たとえば、経済的環境と経済的成果の関係について詳細な因果関係の追跡が必要な場合などに、実験的方法是実証分析とは違った角度から理論の妥当性について有意義な示唆を与えてくれる可能性がある。本特集の広田・西條・濱口・川越論文で行われたテークオーバー・メカニズムについての実験研究はまさにこの線に沿ったものだと言えるであろう。

しかし、言うまでもなく実験経済学は経済理論と現実の隙間を埋めるための万能薬ではない。それは、たとえば個別具体的な市場のパフォーマンスや具体的政策に対する経済主体の反応などを調べるためには有効な手法になり得るが、その一方でたとえば一つの国のマクロ経済政策を概括的に評価する、といったことのためには実験経済学は不向きかもしれない。しかしながら、近年の日本経済のように「市場化」の進展が著しい国では、個別具体的な市場で生じていることや、市場参加者たちの政策や経済環境に対する反応、あるいは市場間の相互依存関係などのいわば「各論」について注意深い検討を加えながら全般的な経済政策の立案や発動をしていく必要性が増大している。実験的方法はこの種の「各論」の分析には大いに力を発揮する可能性

が強いので、その意味で今述べたような状況下では実験的方法がきわめて有力な分析用具の一つになる可能性が高いのは否定できない事実であろう。

このように近年経済学の実験的方法の重要性はそれなりに増大してきているが、そうだからと言って、とりわけどのようにシステムを作っていたらよいのか、といった問題を考察するにあたって理論研究の重要性が低下しているわけではないことにも注意すべきである。近年の経済学の理論研究の方向性は、それ以前の経済理論の研究（たとえば50年代から70年代初頭あたりにかけて急速に発展した一般均衡理論の研究）におけるそれと比べると非常に顕著な違いがあるように思える。すなわち、一般均衡理論等の研究が個別具体的な市場における細かな特性の相違を「無視し得るほどの微小な差異」と考えて、むしろそういった差異を越えたところに存在する市場システム全般の動きや特性を調べようとしたのに対して、近年の経済理論の発展においては、個別具体的な市場の特殊性を無視できないものとして、各市場における誘引システムの構造、情報の偏在などが資源配分にいかなる影響をもち得るかを詳細に検討するという方向性の研究が多数出現するようになったのである。

本特集の馬場論文が紹介する馬場氏自身のご研究および最近のオークションに関する研究の急速な進展はまさにその方向性を如実に示していると言える。言うまでもなく市場において価格が発見されるメカニズムを、一種のオークションの過程もしくはその一般化と捉えようとする試みは古くから経済学者の間で行われてきたことである。実際、ワルラス（Leon Walras）が、彼の「模索過程（Tatonnement Process）」をパリ証券取引所における競売人を介してのオークションになぞらえて説明したことはよく知られている。³⁸⁾ワルラスのこのアイデアはその後多くの経済学者によって引き継がれ、現在

³⁸⁾ Walras (1926) 第2編第5章42節。

に至っても私を含めた多くの経済学者の脳裏には、何となく漠然とした形にせよ、競争的市場システムを、証券取引所やそれに類する市場で現実に行われているオークションの一般化として理解する見解がこびりついているかもしれない。逆に競争市場システムが効率性の実現などの好ましい特性を發揮するなら、オークションの市場でも常に好ましい成果が実現できるに違いないという素朴な推測も多くの人々の間で広く生き続けている信念かもしれない³⁹⁾。しかし馬場論文が詳細に議論するように、近年のオークションに関する研究の進展は、それによって形成される価格や資源配分とその性質が、そのオークション市場が置かれている環境等の諸条件に強く依存して決まることを明らかにしたのである。すなわち、どのような情報構造の市場なのか、ただ一つだけの財が売買されるのか、それとも複数個の財が取引されるのか、種類の異なった財が売買される場合に、財ごとに別々のオークションが行われるのか、それとも何種類かの財が「抱き合わせ」で売買されるのか、どのような価格発見のメカニズムたとえば、「せり上げ」か「せり下げか」といった価格発見方法の違いが採用されているのか、...、等々の違いによって形成される価格や

資源配分の善し悪しが影響されてしまうのである。しかもそれに加えて、近年急速に進展している分割不可能財⁴⁰⁾に関する研究によって、分割不可能財を伴った経済システムが持つ特性は伝統的な分割可能財のみから成る経済の特性とかなり違った部分があることも明らかにされてきている。⁴¹⁾一般にオークションで売買される財は、たとえば公共事業の受注者選定や美術工芸品の売買などのように分割不可能であることが多いので、市場均衡の特質や好ましきについて伝統的経済理論が導いた帰結がそのまま維持されないことが多々あるのである。

このように考えると、もし仮に一般論として市場経済が、たとえば本稿の第 節で述べた「政治的資源配分メカニズム」などの非市場的資源配分メカニズムと比べて優れた特質を持っていると言えたとしても、実は個別具体的な文脈においては比喩的な言い方をすれば「良い市場」とあまり「良くない市場」とが存在しうるのである。したがって、経済学の理論研究においても、実り多い成果を得るためには馬場論文が紹介するような特定化された市場メカニズムの特性の研究を積み上げていくことが不可欠なのである。⁴²⁾

最後に規範的問題についてコメントしておく

³⁹⁾ 本稿第 節で議論したように、近年の「談合」に柑するマスコミ等の批判の中には、こういった素朴な信念に基づくものも少なくないように思える。

⁴⁰⁾ 分割可能財と分割不可能財の意味については、注28を参照されたい。

⁴¹⁾ 分割不可能財に関する研究は多数存在するが、たとえばShapley and Scarf (1974)はその種の研究の先鞭をつけるものの一つであろう。また、私も分割不可能財に関する論文をいくつか書いているが、たとえば第 節で紹介したSasaki (1997)は価格の硬直した市場での分割不可能財の配分問題を扱っているし、Sasaki (1995)は分割不可能財と貨幣を伴った市場でのある種の競争均衡の特徴付けを行っている。

⁴²⁾ ワルラスはさきほど引用した(注38参照)バリ証券取引所を例に取った模索過程の説明に引き続いて、その次の節(43節)で次のように述べている。「われわれはこの競争状態において成立する交換価値を研究しようとしている。一般に、経済学者は例外的な状況において生ずるような交換のみを専ら考察するという誤りを犯している。彼らはダイヤモンド、ラファエルの乱、流行歌手の音楽会のみについて語る。(中略)もちろん、理論はすべてこのような特殊の場合も考慮に入れなければならない。市場の一般法則は、ダイヤモンド市場にも、ラファエルの画の市場にも、声楽の市場にも適用されなければならない。それはまた、(中略)一人の売り手と一人の買い手とただ一つの取引対象と交換を行うための一瞬間しかない市場にも適用されなければならない。しかし、論理的には、一般の場合から特殊の場合に進むことが必要であり、特殊の場合から一般の場合に進むべきではない。」(Walras (1926) 第2編第5章43節)オークションの研究や分割不可能財の研究などに代表される現在の経済学の研究の方向性は、こうしたワルラスら前世紀あるいは今世紀初頭の経済学者たちの壮大な一般的理論体系の構築という方向性とはきわめて対照的だと言えそうである。

たい。第 節でも述べたように、さまざまな社会システムの構築にあたっては、社会の「あるべき姿」についての合意形成が不可欠である。しかしながら、アローの「一般（不）可能性定理」が教えるように⁴³⁾、さまざまに異なった考えを持った人々からなる社会で、民主的方法で社会のあるべき姿についての合意形成するのはさわめて困難なことである。しかし、そのような困難を自覚しつつも、われわれはより良き社会を作り上げていくためには、社会のあるべき姿について粘り強い議論を繰り返す必要があるのもまた事実である。本特集の蓼沼論文が議論するような、公平（衡平）さの基準をどのように作り上げていったらよいのか？、効率性と公平性の調和を図るのは可能なのか？、あるいはもし調和を図るのが難しいなら、優先順位をどうつけたらよいのか？といった基本的な問題に取り組むことは、社会のあるべき姿を浮き彫りにするために不可欠のプロセスであろう。

さらにこの問題に関しては、どうしても経済学者だけでは力不足な面があるので、哲学者・倫理学者の声に耳を傾ける必要もある。しかし残念ながら、わが国においてはこれまで、たとえば税制の策定のような所得分配のあり方の根幹にかかわる問題が議論される場においてすら、今述べたような基本的な哲学が語られることはほとんどなかったし、規範的な立場から経済学を研究している研究者や倫理学者などが具体的な政策策定の場で影響力を持つことも例外的なケースを別にするとまったくと言って良いほどなかったように思える。⁴⁴⁾このようなわが国の状況は、たとえばかつて『ニューヨーク・タイ

ムズ』紙がその年に出版されたもっとも影響力のある本の一つにロールズの『正義論』を選び、あの難解な哲学吾がアメリカ社会のあり方やそこでの政策形成に多大な影響を与えたことと比べ合わせると、きわめて特異な日本の現状を反映しているものと思われる。

われわれの社会は今、市場化の巨大な潮流とこの社会で長い間培われてきた資源配分システムの狭間で、進むべき道について模索を繰り返している。このような時代にあって、われわれは経済学の父と賞賛されるアダム・スミスが経済学者ではなく、道徳哲学者であったことを想起すべきである。さらに経済学は、倫理的基盤を伴って初めて万人の幸福と希望の程となり得ること、そしてまた市場経済の価値はそれ自身の中に見出されるべきでなく、それが人間の潜在的可能性を最大限に発揮させる社会制度である点にこそ見出されるべきであることを銘記すべきである。市場はわれわれのどのような困難をも解決してくれる万能薬ではなく、市場の限界と可能性を知った上でそれを社会正義にかなったやり方で適切に利用することが今一番必要とされることであろう。

⁴³⁾ Arrow (1963).

⁴⁴⁾ 私自身の2年間にわたる大蔵省財政金融研究所での勤務経験に照らしても、その種の質問を政策当局者から受けたり、議論したりしたことは雑談程度の会話を別にすればまったくなかった。ただしこのような状況は一昨年のアマルティア・セン (Amartya Sen) のノーベル賞受賞などをきっかけにして少しは変化してきたのかもしれない。少なくともセンのノーベル賞受賞に際しては、私自身何人かの政策当局者から彼の仕事について質問を受けたし、ある政府機関がコンファレンスのために彼の招待を計画したりするようにもなった。もっとも第 節でも述べたように、わが国で規範的議論の重要性が増してきたのは、わが国の現在の経済・社会状況がそれを求めているが故であるにもかかわらず、そういった内発的な理由ではなく「ノーベル賞受賞」という国際的権威に動機付けられて、規範的な学問が政策当局者を初めとする多くの一般の人々の関心を引くようになったというのはかなりなさけない話と言えよう。

参 考 文 献

- K.J. Arrow(1963), *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., John Wiley, NY, 1963.
 (長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』, 日本経済新聞社、1977年)
- 馬場弓子(2000)、「民営化のオークション」、『ファイナンシャル・レビュー』第53号、2000年
- C.F. Camerer(1997), “Progress in Behavioral Game Theory,” *Journal of Economic Perspectives*, vol. 11, No.4, 1997, 167 - 188.
- C.F. Camerer, E.J. Johnson, T. Ryman, and S. Sen (1993), “Cognition and Framing in Sequential Bargaining for Gains and Losses,” in K. Binmore, A. Kirman, and P. Tani (eds), *Frontiers of Game Theory*, MIT Press, 1993, 27 - 47.
- D. Friedman and S. Sunder(1994), *Experimental Method: A Primer for Economists*, Cambridge Univ. Press, 1994. (川越敏司、内木哲也、森徹、秋永利明(訳)『実験経済学の原理と方法』、同文館、1999年)
- 広田真一、西條辰義、濱口泰代、川越敏司(2000)、「金融の実験経済学：テークオーバー・メカニズムに関する考察」、『ファイナンシャル・レビュー』第53号、2000年
- 樋渡展洋(1991)『戦後日本の市場と政治』、東京大学出版会、1991年
- 賀川昭夫、佐々木宏夫(1995)、「戦後50年：『熱い正義』から『冷めた正義』へ」、『経済セミナー』1995年9月号
- H. Moulin(1999), “The Proportional Random Allocation of Indivisible Units,” mimeo, 1999.
- R. Nagel(1995), “Unraveling in Guessing Games: An Experimental Study,” *American Economic Review*, vol. 85, No. 5, 1995, 1313 - 1326.
- J. Rawls(1971), *A Theory of Justice*, Harvard Univ. Press, Cambridge, MA, 1971.
- P. Romer(1999), “Thinking and Feeling,” mimeo, Stanford University.
- 西條辰義(2000)、「排出権取引：理論と実験」、『ファイナンシャル・レビュー』第53号、2000年
- H. Sasaki(1995), “Consistency and Monotonicity in Assignment Problems,” *International Journal of Game Theory*, 24, 1995, 373 - 397.
- H. Sasaki(1997), “Randomized Uniform Allocation Mechanism and Single - Peaked Preferences of Indivisible Good,” paper presented at the Third International Conference of the Society for the Advancement of Economic Theory, 1997.
- L. Shapley and H. Scarf(1974), “On Cores and Indivisibility,” *Journal of Mathematical Economics*, 1, 1974.
- L. Smith, G.L. Suchanek, and A.W. Williams (1988), “Bubbles, Crashes, and Endogenous Expectations in Experimental Spot Asset Market,” *Econometrica*, vol. 56, No.5, 1988, 1119 - 1151.
- 橋本俊詔(1998)『日本の所得格差：所得と資産から考える』、岩波書店、1998年
- 蓼沼宏一(2000)、「公共政策の評価基準：効率性の改善と衡平性の改善」、『ファイナンシャル・レビュー』第53号、2000年
- J. Tirole(1982), “On the Possibility of Speculation under Rational Expectations,” *Econometrica*, vol. 50, No.5, 1982, 1163 - 1181.
- J. Tirole(1985), “Asset Bubbles and Overlapping Generations,” *Econometrica*, vol. 53, No.5, 1985, 1071 - 1100.
- L. Walras(1926), *Element D’economic politique pure ou Theorie de la richesse sociale*, Paris and Lausanne, 1926. (久武雅夫訳『純粋経済学要論』、岩波書店、1983年)